

国際文化公園都市モノレールにおける側方空間の確保及び側方空間を含む周辺の緑地管理に関する覚書

大阪府茨木土木事務所（以下「甲」という。）と大阪府日本万国博覧会記念公園事務所（以下「乙」という。）並びに大阪高速鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、国際文化公園都市モノレール（以下「モノレール」という。）における側方空間の確保及び側方空間を含む周辺の緑地管理に関して、以下のとおり覚書を締結する。

記

（目的）

第1条 この覚書は、モノレール沿道の側方空間の確保の必要性を確認するとともに、側方空間を含む周辺の緑地に関して、管理区分、費用負担等に関する事項を定め、もって側方空間を含む周辺の緑地を適正に管理し、モノレールの安全運行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「側方空間」とは、『モノレール設置基準報告書』（社団法人道路協会（モノレール設置基準調査特別委員会）、昭和49年3月）における軌道の建築限界と道路等の境界との水平距離確保に関して規定されたものをいう。

（位置及び範囲）

第3条 この覚書における側方空間の位置は吹田市千里万博公園及び茨木市南春日丘地内とし、範囲は別添図面に表示された区域とする。

（側方空間の確保）

第4条 モノレール沿道の保安確保のため、モノレール沿道の側方空間を乙所有地に確保する必要性について、甲乙双方了解する。

- 2 前項の主旨に基づき、乙は、当該土地に関して、現状を変更するなど沿道の保安の確保に支障となるおそれのある行為をしようとする場合は、甲と協議するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による乙からの協議があった時は、遅滞なくこれに応じるとともに、乙の土地利用を制限する場合には、必要な権原取得を含め誠意をもって対応するものとする。

(側方空間を含む周辺の緑地管理)

第5条 甲、乙並びに丙は、モノレールの安全運行の確保のため、側方空間を含む周辺の緑地管理について、それぞれ次に掲げる区分により行うものとする。

- 一 甲は、側方空間を含む周辺の緑地管理のうち道路区域内について、モノレールの運行に支障となる（軌道の建築限界内に侵入のおそれがあることをいう。以下同じ。）樹木及び竹の管理を行う。
- 二 乙は、側方空間を含む周辺の緑地管理のうち乙所有地内について、モノレールの運行に支障となる樹木及び竹の管理を行う。
- 三 丙は、側方空間を含む周辺の緑地管理について、緊急時においては、モノレールの運行に支障となる樹木及び竹の伐採及び撤去、並びに甲乙所有地内への立入調査を行うことができる。

2 丙は、前項第三号に規定する緊急時の樹木及び竹の伐採及び撤去、並びに乙所有地内への立入調査を行った時は、事後速やかに乙に報告するものとする。また、甲管理地内にて同様の作業及び立ち入り調査を行った場合でも、事後速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 緑地管理に係る費用については、前条第1項に規定する管理区分により、甲、乙並びに丙が負担するものとし、相互に請求しないものとする。

(覚書の締結期間)

第7条 覚書の締結期間は、甲、乙並びに丙が、期間満了の6か月前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、同一条件で1年ごとに更新されるものとする。

(第三者損害)

第8条 第三者からの苦情及び第三者に与えた損害については、第5条第1項に規定する管理区分により、甲、乙並びに丙がそれぞれの責任と費用負担において処理するものとする。

(疑義等に関する協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

附則 平成6年3月1日付けで甲と日本万国博覧会記念協会とが締結した「モノレールの側方空間確保に関する覚書」は、廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 大阪府茨木土木事務所  
所 長

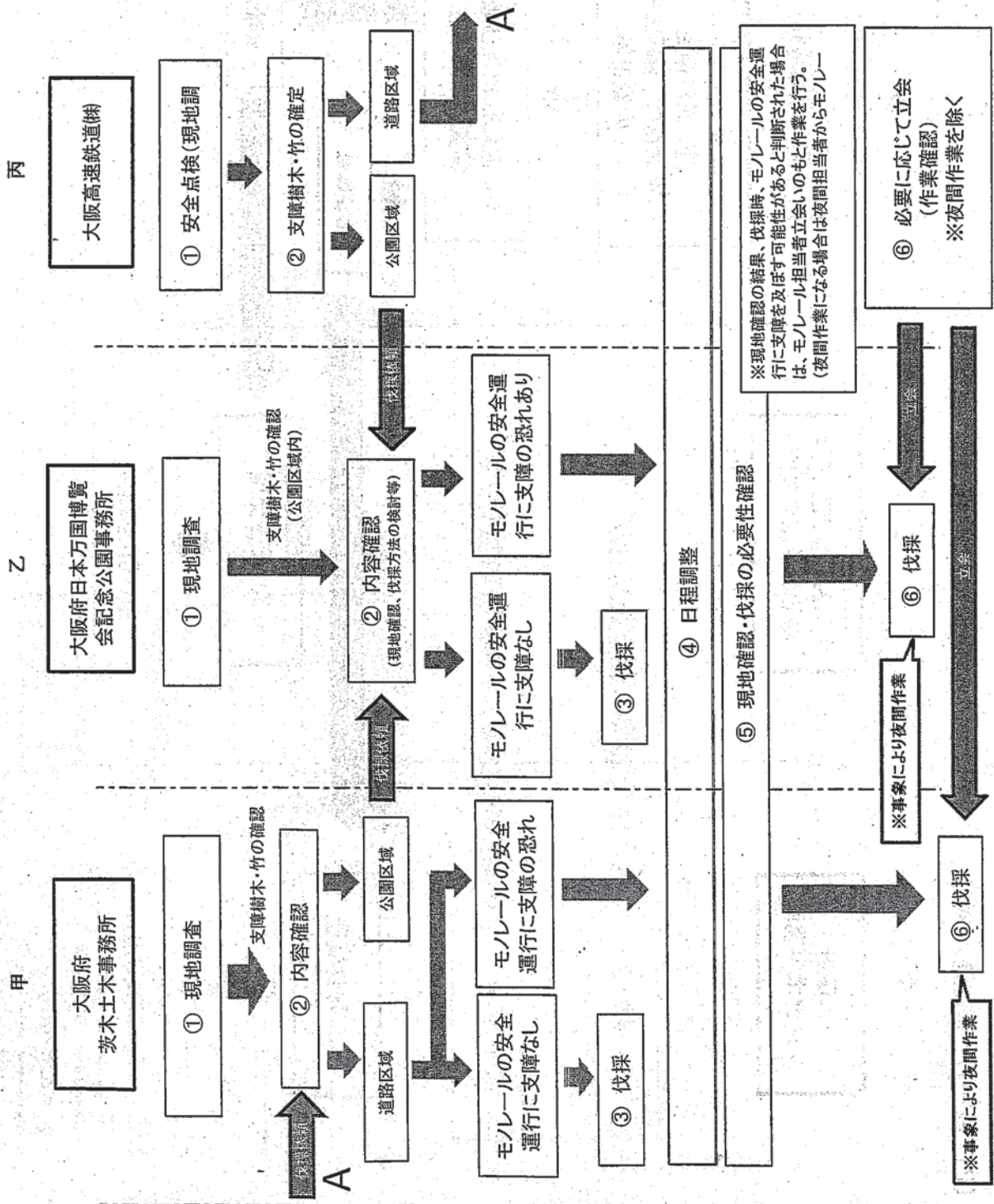
乙 大阪府日本万国博覧会記念公園事務所  
所 長

丙 大阪高速鉄道株式会社  
代表取締役社長



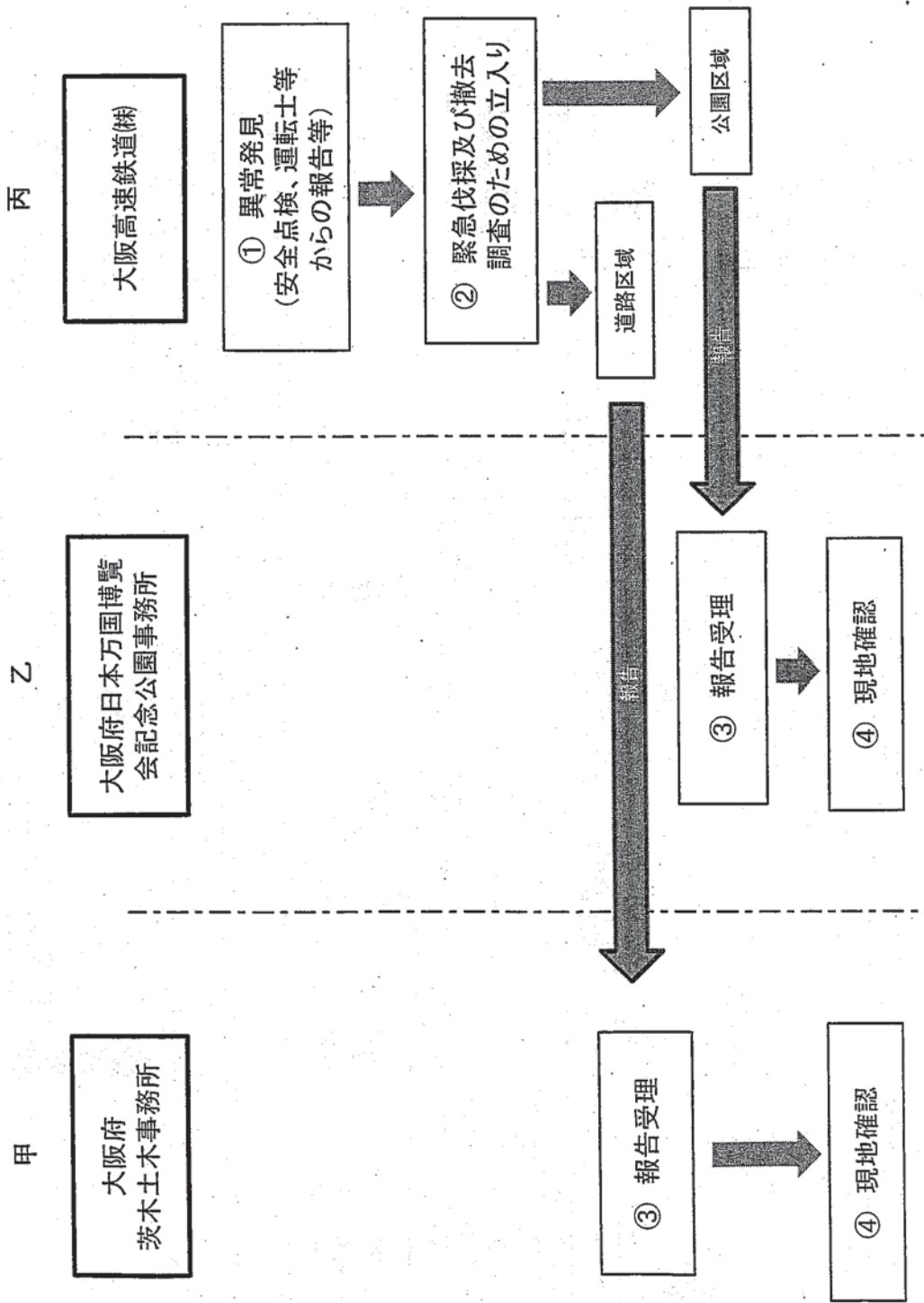
作業イメージ(参考)

(1) 甲、乙または丙が行う樹木・竹の伐採(通常時)



作業イメージ(参考)

(2) 丙が行う緊急時の対応



作業イメージ(参考)

(3) 大阪高速鉄道側による立会いを要する伐採の流れ

作業イメージ(参考)

(3) 大阪高速鉄道㈱による立会いを要する伐採の流れ

